

朝日村堆肥購入支援金交付要綱

令和7年9月12日

告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価上昇に伴い価格が高騰している化学肥料の使用量を低減し、地域資源である堆肥による地力の向上を図ろうとする農業者を支援するため、朝日村堆肥購入支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、朝日村補助金交付規則（昭和39年朝日村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において堆肥とは、牛ふん、鶏ふんその他これらに類する動植物を原材料とする堆肥をいう。

(対象者)

第3条 この支援金の対象となる農業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に住所を有する個人又は主たる事業所を有する法人であること。
- (2) 村へ納付すべき税金及び料金を滞納していないこと。
- (3) 朝日村暴力団排除条例（平成24年朝日村条例第5号）に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に購入し、村内農地に使用した堆肥1トン当たり1,000円とする。

2 前項の堆肥が、1トン当たり1,000円を下回る場合は、当該消費税抜き単価を限度とする。

3 前2項の規定により算出した支援金に100円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝日村堆肥購入支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の4月1日から3月31日までの間に購入した堆肥の金額、数量が分かる書類（納品書、領収書、請求書等の写し）
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 申請者は、申請書を当該年度の11月1日から3月末日までの間に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定により申請者から支援金の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、朝日村堆肥購入支援金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定通知を受けた申請者は、朝日村堆肥購入支援金交付請求書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

(支援金の交付)

第8条 村長は、前条の規定により申請者から請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 村長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたときは、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(令和7年度に限る支援金額の特例)

2 令和7年度に限り、第4条第1項の規定にかかわらず、支援金額は堆肥1トン当たり2,000円とする。